

5 月 令 和 5 年 度 第 7 回 始 良 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時：令和5年10月31日(火) 午後1時30分～午後3時05分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室

3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飴 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員 (欠席 11 番：扇蘭委員)

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
09. 議案第7号 非農地証明願について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度第7回、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員15番、農業委員、農業委員16番、農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐と振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号(6件) ———

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から6番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は令和5年10月31日、契約の始期は令和5年11月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては5年間で3件、6年間で2件、10年間で1件、合計6件、9,006㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の3ページの6番が、農業委員16番、農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から6番について、質疑に入ります。なお、6番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から5番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から5番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、6番の関係者、農業委員16番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします

委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、6番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員16番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号（7件） ———
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページからです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は寺師の田が1筆、面積は610㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和5年10月25日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と妻の2名です。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック等、全て揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は北山の田が2筆。面積は1,113㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。令和5年10月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。当申請地は、今年まで、〇〇さんが借りて耕作しております。地主の〇〇さんより、そちらに帰る気が無いので、誰かが貰ってくれないかと、相談もありました。譲受人の労働力は本人と、奥さん、子供もいらっしゃいますので、労働力は大丈夫です。農業用機械につきましても、トラクター、田植え機、軽トラは揃っておりますが、刈り取りと乾燥は、外部に委託するとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町西浦の畑が1筆、面積は315㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。令和5年10月21日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。その前に、現地を確認しましたが、譲受人の畑が隣にあり、よく管理がなされておりました。譲受人の方は住職さんであり、お寺にて聞き取りをしました。譲受人の労働力は、お子さん2名と奥さんの4名です。農業用機械は、軽トラ1台、管理機1台、稲刈り機3台等です。色々な行事で使う野菜を作りたいとおっしゃってました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町小山田の田が2筆。面積は1,176㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。令和5年10月23日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は2人から3人、農業用機械はトラクター、軽トラ、ミニ耕運機、刈払機、全て揃っておりました。農地もきれいに使える状態であり、引き続き稲作をされるということです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は北山の田が1筆。面積は148㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。令和5年10月24日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。当申請地は、基盤整備事業の一画で、この申請地があることにより、形が歪でありました。下のほうは基盤整備が終わっています。譲受人の労働力は本人と妻の2名で、農業用機械は、トラクター、田植え機、稲刈り機等、全て揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。6番と7番については、地目も一緒に交換ですが、面積も価格も違いますので、それぞれの申請とな

	ります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の畑が1筆。面積は707㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。申請地は〇〇から西へ300m程度の位置です。譲受人は〇〇で、兼業です。目的は自家消費の野菜栽培です。農業用機械は、管理機1台、軽トラ1台、刈払機1台、揃っております。事務局からも説明がありましたが、やり取りで、交換かと思いましたが、条件が違いすぎることでした。譲受人の労働力は、本人と奥さんとお父さんの3名です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の畑が1筆。面積は360㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和5年10月19日、譲受人と現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は〇〇から西へ300mの位置で、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは、農業と会社役員の兼業です。利用目的は、自家消費用の野菜栽培です。農業用機械は、トラクター2台、軽トラ2台、管理機1台、コンバイン1台、稲刈り機2台、揃っております。譲受人の労働力は、本人と妻の2名です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(4件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は6ページから7ページとなっております。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、事業継承者が〇〇、申請地は蒲生町白男の田が3筆で、合計1,461㎡となっております。当初、平成25年10月25日に、駐車場として5条許可を得ておりましたが、造成工事費が計画の約3倍になり、計画が遂行できずそのままの状態になっていた為、今回、事業継承者のほうが、すでに山林に囲まれている為、山林として経営していきたいとの事で、事業計画の変更が提出されております。この後の、議案第5号の6番で、農地法の5条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、議案第5号の6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、西に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が山林、南が山林、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特

	記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町米丸の田が1筆で、954㎡となっております。こちらの申請地のほうは、令和5年6月5日付けで、食肉加工場として、5条許可が出ておりましたが、許可を得て工事を着工し、基礎工事が完了した段階で、許可を得ていた図面と、着工されている現状が違うとの報告があり、今回、事業計画変更を提出いただいているところです。つきましては、参考資料の9ページのほうに、始末書を添付していただいております。内容につきましては、許可を得ていた図面と、変更になっていたにも関わらず、変更申請を提出していなかった、との内容になっています。申請人のほうからは、工事を早急に行いたいとのことでしたが、事業計画変更の申請が必要とのことで、工事につきましては、一旦停止をしてもらっている状況であります。また、参考資料の8ページのほうに、隣接の農地の所有者及び耕作者と、事前に農地への影響について、協議していただき、覚書を交わしていただいている状況です。この後、議案第4号の4番で、農地法第4条申請も、再度提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、議案第4号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県の農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局	3 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、243㎡となっております。こちらの申請地は、令和5年7月5日付けで、宅地造成として5条許可を得ておりましたが、南側の隣接地にお住いの方々から、駐車場として借りたいとの要望があり、要望を受け、月極駐車場への事業計画の変更が提出されております。この後の、議案第4号の5番で、農地法の4条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番、農業委員に、議案第4号の5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。当初計画者は〇〇、事業継承者は〇〇、申請地は東餅田の畑が1筆で、295㎡となっております。こちらの申請地のほうは、平成27年7月24日付けで、一般住宅として5条許可を得ておりましたが、資金返済の目途が立たなくなり、住宅を建設することができず計画を断念し、今回、別の方が、事業継承との形で、事業計画の変更が提出されております。この後の、議案第5号の7番で、5条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、議案第5号の7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が

	宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	———— 日程第6 議案第4号(5件) ————
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページと9ページでございます。今月の申請件数につきましては、5件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が1筆で、493㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、一般住宅となっております。病院の開業に伴い、隣接地に住宅を建築したいとの事です。こちらの申請地につきましては、参考資料の21ページに理由書を添付しております。令和3年6月30日に、当申請人が3条許可を得て、取得していた場所でしたので、理由書を添付しております。内容としましては、病院の建設工事と同時に、こちらも畑として購入し、病院の菜園畑として利用を考えておりましたが、開業することにより、緊急での対

	応をする為に、やはり近くに住居が必要となり、当時、3条許可を得ていた農地の一部を分筆し、493㎡だけを一般住宅敷地用地として利用し、残りは予定通り、畑として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から南西に、200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、397㎡のうちの185㎡であります。また、隣接する宅地との一体利用で、全事業面積は727㎡であります。この申請地につきましては、この後の議案第5号の4番、残地202㎡で、5条申請が提出されております。なお、今回の4条申請185㎡、5条申請の202㎡を合計すると387㎡であり、現在の土地面積とは相違があるのですが、測量の結果、差異が生じているとの事で、残地が残るとの事ではありません。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地拡張、車庫、物置、花壇であります。参考資料の26ページに顛末書が掲載されております。内容としましては、申請地の隣接地に自宅があり、自宅の一部が、この申請地までかかっており、今回、自宅の一部となっている部分を分筆し、追認での許可を得ようという申請になっています。また、参考資料の25ページに、面積超えの理由書を添付しています。一般住宅の基準である500㎡を超えている為、理由書も添付されております。内容としましては、申請人の夫が、昭和62年に住宅を建築した当時から、この現況になっていたとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農

	地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が宅地と5条申請地、西が宅地、南が宅地、北が市道と5条申請地です。申請実現の確実性として、すでに転用済であるため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は西餅田の畑が1筆で、150㎡のうちの、15㎡です。隣接の宅地と一体利用で、全事業面積は、214.28㎡であります。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地拡張であります。参考資料の、30ページに、始末書が添付されております。内容としましては、申請人が、平成16年に住宅を建築した際、今回申請の一部に、越境してしまっていたとの事で、今回、越境してしまっていた部分について、追認で許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町米丸の田が1筆で、954㎡です。先程の、事業計画変更申請の2番との関連案件となっております。農地区分は農用地区内農地で、転用目的は、食肉処理加工施設で、農場からのアクセスもよい為、食肉処理加工施設を建築したいとのことで、申請の詳細につきましては、先程の事業計画変更申請で示した通りであります。以上で説明を終わります。

議 長	本件につきましては、議案第3号の2番で、推進委員2番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、243㎡です。先ほどの事業計画変更申請の3番との関連案件であります。農地区分は第3種農地で、転用目的は、月極駐車場で、申請理由につきましては、先程の、事業計画変更申請での説明と、同様になっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましても、議案第3号の3番で、農業委員7番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第7 議案第5号(7件) ———
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は10ページから12ページ

議 長	でございます。今月の申請件数につきましては、全部で7件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の畑が1筆、面積は394㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が里道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町北の田が1筆、面積は1,035㎡のうちの、431㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとのことです。また、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が山林、南が山林、北が宅地と山林です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県の農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地

	調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他4名、申請地は加治木町木田の田が5筆、面積は合わせて、3,640㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、現在、農用地区域内農地であります。除外申請中であり、除外後は第1種農地になる見込みです。転用目的は、資材置場で、事業拡大にあたって、材木を保管したいとの事です。こちらは、面積が30アールを超える事と、第1種農地になる見込みでありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。また、参考資料の40ページをご覧ください。申請地の東側と西側の間を、水路が通っております。ここについては、計画では、上にグレーチングを敷いて使用することになり、管理については、譲受人の方が行うとの事で、流水などに支障が生じた場合は対応しますとの事で、誓約書が土地改良区に提出されております。現在、農振除外の申請中であり、許可のほうは農振除外公告がなされた場合に限り、許可となります。また、全体面積が、3,000㎡を超える関係で、開発許可に係るかの確認をしてもらったところ、建物が建たないとの事で、都市計画法の開発にはあらず、市の土地利用協議のほうを、同時進行で進めているとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約630mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が河川、南が田と宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振除外申請中であり、農振除外後の許可になります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県の農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	4 番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、平松の畑が 1 筆で、面積は 3 9 7 m²のうち 2 0 2 m²となっております。こちらが、先程の 4 条申請の 2 番の申請地の残地部分となっております。先程説明しましたが、合計面積が 3 9 7 m²にはなりません、測量を入れた結果、この数値が正しいとの事です。こちらは、使用貸借権設定となっております。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、一般住宅で、親の土地を借りて自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が 4 条申請地、南が 4 条申請地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は平松の畑が 1 筆で、面積は 5 8 0 m²となっております。所有権移転の申請で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。また、参考資料の 5 1 ページに面積超えの理由書を添付しています。一般住宅の基準である 5 0 0 m²を、5 8 0 m²とのことで超過しておりますので、添付しています。内容としましては、申請地が 5 8 m と 1 0 m と縦に長く、5 0 0 m²に収めて分筆をしますと、通路が確保できず、利用価値の無い土地になりますので、一筆の宅地として有効活用をしたいとの内容になっています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 1

	50mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町白男の田が3筆で、面積は1,461㎡となっております。先程の、事業計画変更申請の1番と関連のある案件となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林で、今回の譲受人が周辺の山林も購入し、自社で山林経営をする計画との事です。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員10番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は東餅田の畑が1筆で、面積は295㎡となっております。先程の、事業計画変更申請の4番と関連のある案件となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましても、議案第3号の4番で、推進委員7番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、2番と3番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第8 議案第6号(1件) ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は平松の田が1筆、面積は860㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。用水の確保が困難な為、盛土をして畑としたいとの事です。また、盛土を行う関係で、土砂の流出防止に努めることを条件としたいと思っております。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約480mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が県道、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、土砂の流出防止に努めることであります。棚田であり、排水が無い為、盛土をした後、砂が下の田へ流れる可能性があった為、入れました。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ——— 日程第 9 議案第 7 号(1 件) ———
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、非農地証明願について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 14 ページになっております。今月の申請件数は 1 件となっております。1 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は協元の畑が 1 筆で 171 m²です。農地区分は、第 3 種農地で、現況は宅地であります。昭和 51 年 12 月 16 日より、建物敷地の一部として利用していた為との事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約 60 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、宅地となってから、すでに 20 年以上経過しているもので、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ———— 日程第 1 0 ————
議 長	次に、日程第 1 0、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。1 0 月は 5 件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、1 0 月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 1 1 ————
議 長	次に、日程第 1 1、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔農業新聞の購読推進状況について〕 〔米の集荷状況について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔どんと秋まつりについて〕 〔現地調査について〕 〔利用目的変更の取り扱いについて〕 〔守秘義務について〕 〔地域計画に係る名簿について〕

議 長 事務局	〔農地利用最適化推進会議について〕 〔研修会について〕 それでは、以上をもちまして、令和５年度、第７回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____